

日本フィールドアーチェリー協会

指導員規定

日本フィールドアーチェリー協会（以下本会という）（略称：J F A A）の指導員規定を次のとおり定める。

第一条 この規定の根拠

本会会則第五条第三項の指導員に関してはこの規定の定めるところによる。

第二条 指導員の定義

本会の指導員とは、J F A Aの定めるフィールドアーチェリーの射技、及び競技規則の運用、射場の設計、並びにこれらの講演、演技を行うものとする。

第三条 資格の種類と取得条件

本会の指導員資格の種類は、初級、中級、上級、本部として、本会の会員のみ取得することができる。

1. 資格の取得手段は次のとおりとする。

「初級指導員」

本会が主催する講習会を受講して所定の成績を収めた者、及び支部代表者が指導員として適格と認め、推薦された者

「中級指導員」

初級指導員資格を得てより6ヶ月以上を経過し、且つ本会が実施する中級指導員試験（学科・実技）に合格した者。

「上級指導員」

中級指導員資格を得てより1年以上経過し、且つ本会が実施する上級指導員試験（学科・実技）に合格した者。

「本部指導員」

上級指導員の内より人格・識見の優れた者を候補者として、理事会が推薦し選考委員会によって審査（本人の提出する論文）し、それに合格した者。

2. 前項の資格の要件を備え、且つ本人が所定の手続きを行った者には、当該指導員認定証が交付され、指導員名簿に登録されることによって当該指導員資格を得る。

第四条 試験の内容

前条の資格試験の内容は次のとおり定める。

「学科試験」

テキストの内容：アーチェリーの歴史、
各種アーチェリーの競技規則、
初歩の運動生理学、用具の名称と取り扱い、
安全と事故防止、指導法の統一、標的の知識、
ハンディキャップ得点、射場設定の設計と計画、
その他

競技規則と得点：F I T Aにもとづく競技規則、弓具の規制、
J F A A独自の競技規則

筆記試験：○×式筆記試験（テキストと競技規則から出題）

スピーチ：自由課題で3分間スピーチ（話し方の明快度）

「実技試験」

初級指導員は受験者が競技に使用している弓具（1種類）で
距離10m及び20mでの得点と射形で検査官が判定する。

受験者が初心者に正しい射技を指導できるか、説明内容の審査。

中級・上級指導員はベアボウと本人が常用している弓具を使用し
て射法の安定性を審査する。実技は10m～50mの範囲とする。

第五条 講習会及び試験の実施方法

1. 初級指導員講習会は、本会が必要と認める都度実施する。
2. 中級及び上級指導員試験の開催予告は2ヶ月前に関係支部代表者に文書に依って通知する。
3. 講習会及び試験の実施にあたり、開催に必要な項目、経費は本会の理事会で審議決定し行うこととする。
4. 講習会に使用するテキスト・競技規則はF I T Aその他の参考書と内容を比較して、常に新しい内容に修正すること、またその内容は専門部会で修正作業を行う。

第六条 本部指導員選考委員会

本部指導員資格を選考するための委員会は、本会会長、理事長、並びに会長が委嘱する本部指導員若干名にて構成し、会長の招集によって委員会を開催する。

第七条 登録料

本規定第三条第一項に定める資格を得た者は、次に定める登録料を本会に納入しなければならない。

初級指導員 5, 000円

中級指導員	10,000円
上級指導員	20,000円
本部指導員	30,000円

第八条 指導員の資格

1. 指導員は一流の弓人としての品位（人格・技量・識見）を保持するように努めなければならない。
2. コーチその他の業務については、親切丁寧に行い、また正当の理由なく他人の求めを拒んではならない。
3. 本会に加盟する射場は、指導員資格を有する者が、射場内の安全、秩序その他の射場運営の管理、並びの射技指導に当たらねばならない。

第九条 研究会及びこの制度育成の措置

1. 本会及び支部は、指導員の資質向上のために、随時、研修会その他の会合を開くものとし、指導員は努めてこれらの会合に出席しなければならない。
2. 指導員制度の育成のために、本会は指導員業務が、単なる趣味や奉仕として行うものとせず、報酬その他あらゆる面に配慮し、指導員の自発的協力が得られるように企画・実施の措置を講じるものとする。
3. 指導員にはその資格を示すバッジが交付される。

第十条 資格の取消等

1. 次の各号に当たる場合は、指導員資格は取り消される。
 - (1) 本人の申し出があるとき。
 - (2) 本人が本会を脱会又は死亡したとき。
 - (3) 登録料を納付しないとき。
 - (4) 本人が本会を除名されたとき。
2. 次の各号に当たる場合は、期間を定めて指導員資格の停止、または取り消しを行う。
 - (1) 本会の規約及びこの規定に著しい違反があった者、又は本会の社会的信用を著しく傷つけた者。
 - (2) 指導員としての品位を欠く者。
3. 前項の処分については、事件発生又は事由判明の日より1ヶ月以内に理事会において審査し、その処分を決定し、本人に文書によって通知する。

付 則

第十一条 規定の改定

本規定は実状に即して、理事会の議決により改定することができる

第十二条 施行

本規定は昭和46年2月1日より施行

昭和48年8月15日一部改定

平成3年8月18日一部改定

平成22年5月30日一部改定